

平成二十五年六月十八日受領
答弁第一〇二号

内閣衆質一八三第一〇二号

平成二十五年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 伊吹文明殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出強制連行の裏付けがなかったとする二〇〇七年答弁書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員赤嶺政賢君提出強制連行の裏付けがなかったとする二〇〇七年答弁書に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「答弁書」とは、衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号。以下「答弁書」という。）を指しており、政府の認識は、答弁書一の1から3までについてでお答えしたものと同じである。

二について

お尋ねの「同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料」とは、内閣官房内閣外政審議室（当時。以下同じ。）が平成四年七月六日及び平成五年八月四日にそれぞれ発表した「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」において、その記述の概要が記載されている資料を指している。

三及び四について

内閣官房内閣外政審議室が平成五年八月四日に発表した「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」において、御指摘のような記述がされている。

五及び六について

政府の認識は、答弁書一の1から3までについてで答えしたものと同じである。